

●課題別委員会の在り方について

〔平成18年3月23日
日本学術会議第10回幹事会決定〕

改正 平成19年 5月24日日本学術会議第 38回幹事会決定
平成23年12月21日日本学術会議第142回幹事会決定
平成24年 2月20日日本学術会議第146回幹事会決定
平成27年 8月28日日本学術会議第217回幹事会決定

課題別委員会の在り方について、日本学術会議内で共通認識を持つために、幹事会として整理した。

1. 課題別委員会の役割

社会が抱えるその時々の課題のうち特に重要な課題について日本学術会議において審議し、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言する。

2. 課題別委員会の要件

学際的・分野横断的で緊急に提言が必要な政策課題、政府等から検討の依頼があった課題であるなど日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題、または社会的に必要であって日本学術会議から社会に提言する必要があると考えられる課題

3. 課題別委員会の運営方針

(1) 設置期限

設置の期限は、3年以内（原則として期をまたがない）とする。設置期限を越えて審議を行おうとする場合には、再度提案を行う。

(2) 設置手続

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第7条及び第11条による。なお、設置提案及び委員の選考等については、会長が必要と認める場合は、幹事会への議案提出前に、あらかじめ、科学と社会委員会課題別審議検討分科会の調整を経るよう求めることができるものとする。

(3) 委員の委嘱の手続

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第12条第2項及び第3項による。

(4) 勧告等及び提言等の承認及び査読の手続

日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）第2条並びに第3条第1項、第2項及び第4項による。

（5）その他

委員会等の設置に際しては、既存の委員会等との役割分担や整合性等について、提案者及び幹事会において十分な検討を行うものとする。